

## 谷口裁判不当判決を許さない！

5月15日、名古屋高等裁判所は、紀伊長島地区分会谷口副分会長への嚴重注意処分及び否認処分の無効確認を求める訴え（谷口裁判）を、名古屋地方裁判所の一審判決に引き続き「棄却」した。私たちは、このような不当判決を絶対に許さない。

これは、「出勤時に雪で通行止めとなり、会社に遅れることを連絡し、会社もそれを了承したにもかかわらず、出勤遅延・否認扱いがされた」という事件であり、まさに通勤阻害を会社が一方的に社員のミスとして扱ったのである。このようなことが許せるか！

異常な会社姿勢を許すな！  
職場から闘おう！



谷口副分会長



- ・ 不当判決に対して怒りを感じる。
- ・ 裁判所の判決は、会社の意のままである。
- ・ 反動判決に対して今後も職場から闘う。
- ・ 東海労の仲間の支援に感謝する。